

令和8年度美作地域特産品マッチング支援事業委託業務 への企画提案を求める公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり参加意思の確認及び企画提案の募集を行います。

令和8年4月15日

岡山県美作県民局長 東 寛

1 企画提案に付する事項

- (1) 委託業務名 令和8年度美作地域特産品マッチング支援事業
- (2) 業務内容 別添令和8年度美作地域特産品マッチング支援事業委託業務仕様書のとおり
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和9年3月31日まで
- (4) 委託限度額 3,399,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加資格に関する事項

この企画提案に参加する者（以下「参加者」という。）は、下記の条件を全て満たしていなければならない。

- (1) 岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第322号）第8条第2項の規定により公表されている入札参加資格を認定された事業者の名簿（以下、「入札参加資格者名簿」という。）に登載されていること。
- (2) 入札参加資格者名簿の業務区分が「大分類5企画・製作、小分類6イベント企画・運営」であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (4) 法人格を有していること。
- (5) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に規定する入札参加の除外又は入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (6) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領（昭和63年2月1日施行）に基づく指名除外を受けている者でないこと。

- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (8) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又はその構成員のいずれにも該当せず、かつ、これらの利益になる活動をそれと知りながら行う者でないこと。
- (9) 岡山県税を滞納していないこと。ただし、岡山県内に本店・支店・営業所等を有しない法人は、本店所在の都道府県税を滞納していないこと。
- (10) 法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

3 業務契約に関する事務を担当する課の名称等

岡山県美作県民局地域政策部地域づくり推進課（担当：中塚）

〒708-8506

電話：0868-23-1259

ファクシミリ：0868-23-1270

メールアドレス：mima-shinkou@pref.okayama.lg.jp

ホームページ：岡山県美作県民局地域政策部

<https://www.pref.okayama.jp/page/1031078.html>

4 契約条項を示す場所

上記3に同じ

5 企画提案参加手続等

この企画提案に参加を希望する者は、企画提案参加資格確認申請書（様式第1号）を次のとおり提出しなければならない。また、企画提案参加者は、提出した書類等について契約担当者から説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(1) 仕様書等の配布期間及び場所

ア 配布期間

令和8年4月15日（水）から4月23日（木）までの午前9時から午後5時までとする。ただし、県の休日（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する休日をいう。以下同じ。）を除く。

イ 配布場所

上記3の場所に同じ。

なお、上記3の美作県民局地域政策部のホームページからダウンロードすることもできる。

(2) 企画提案参加資格確認申請書（様式第1号）の提出方法等

ア 提出期限 令和8年4月23日（木）午後5時（必着）

イ 提出場所 上記3の場所に同じ

ウ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便その他これに準じる方法によるものに限る。）により、提出するものとする。ただし、郵送による場合は、提出期限までに必着することとし、発送後であっても未着の場合は、期限内の提出がなかったものとみなす。

エ 提出書類

（ア）企画提案参加資格確認申請書（様式第1号）〈1部〉

（イ）会社概要（パンフレット等）〈6部〉

（ウ）（岡山県暴力団排除条例に係る）誓約書（様式第2号）〈1部〉

（3）参加資格要件の審査

ア 審査結果の通知

企画提案参加資格確認申請書を提出した者について、審査の結果、不適合と認められる者に対してはその旨を書面で通知する。この通知を受けた者は、この企画提案に参加することができない。

イ 参加資格要件不適合の理由の説明要求

不適合の旨の通知を受けた者は、令和8年4月28日（木）までに、上記3あてに、電子メールにより、説明を求める書面を提出することができる。

（4）質問の受付

本プロポーザルに関して質問がある場合は、契約担当者に対して説明を求めることができる。なお、提案書等提出後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできないものとする。

ア 受付期間 令和8年4月23日（木）午後5時まで（必着）

イ 提出方法

質問・回答書（様式第3号）を上記3の宛先に電子メールを送信する方法により提出すること。また、送信した旨を電話連絡し、受け取りの確認を行うこと。

ウ 回答方法

電子メールにより提出された質問・回答書の回答については、随時、上記3の美作県民局地域政策部のホームページに掲載する。

6 企画提案の提出

（1）提案書等の提出

ア 提出期限 令和8年5月7日（木）午後5時まで（必着）

イ 提出場所 上記3の場所に同じ

ウ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便その他これに準じる方法によるものに限る。）により、提出するものとする。ただし、郵送による場合は、提出期限までに必着することとし、発送後であっても未着の場合は、期限内の提出がなかったものと

みなす。

エ 提出書類

(ア) 提案書（様式第4号）〈原本1部＋写し5部〉

(イ) 業務計画書（任意様式（A4縦（横書き）左綴り））〈6部〉

(ウ) 評価項目説明書（様式第5号）〈6部〉

(エ) 業務実績調書（様式第6号）〈6部〉

(オ) 見積書（任意様式（A4縦（横書き）左綴り））〈原本1部＋写し5部〉

※提案書等の作成に当たっては、別添「令和8年度美作地域特産品マッチング支援事業委託業務に係る提案書等作成要領」を参照すること。

※見積書には会社名及び役職、代表者名、担当者名、連絡先を明記すること。

(2) 提案書の説明

企画提案に参加する者は、次のとおりプレゼンテーションにより説明を行わなければならない。

ア 日時 令和8年5月12日（火）（予定）

イ 場所 岡山県津山市山下53 美作県民局会議室

※日時・場所の詳細は、企画提案参加者に別途連絡する。

7 採用者の決定方法

提出書類及び企画提案者のプレゼンテーションの内容により、別途設置する審査委員会で審査の上、総合的に判断して採用者を決定する。

8 審査結果及び契約

(1) 前項の審査の結果は、審査後、速やかに書面により通知する。

(2) 委託候補者の決定後、提出された業務計画書を基本として、委託候補者と県民局とで協議の上、詳細内容を決定し契約を締結する。その際、業務計画書の趣旨を逸脱しない範囲内において、提案された内容を変更するよう求めることがある。

(3) 委託契約書の作成を要する。

8 その他

(1) 契約保証金は、岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第153条、第154条及び第155条の規定による。

(2) 提案者において、不適切な方法で企画提案書等の評価に影響を与えようとすること及びその他の契約の相手方としてふさわしくない行為や事実が確認された場合、当該提案者は失格とする。

(3) 企画提案参加確認申請書、提案書等の作成に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

- (4) 提出された提案書等は返却しないが、その提案者の許諾を得ることなく、本企画提案における審査以外の目的に使用し、又は第三者に開示することはない。ただし、最優秀提案者等の選定理由等の説明のため必要な範囲内において、応募者名、提案要旨等を公表することがある。